

介護認定調査員の勤務概要

碧南市高齢介護課

1 業務内容

介護保険の要介護認定に関する調査票等の点検事務、訪問調査、介護相談業務、介護認定に関する研修、会議等

2 勤務場所

碧南市健康推進部高齢介護課（碧南市松本町28番地 市役所本庁舎1階南側）

3 勤務日

月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時までのうち、訪問調査依頼者（要介護認定申請者）の希望する日、時間帯その他。

現状は ①9:30～ ②11:00～ ③14:00～

の3つの時間帯から訪問調査依頼者が選択しているが、これによらないケースもあり。

4 勤務開始時刻

認定調査開始時刻の30分前

5 年間勤務時間

1日5時間以内かつ週5日以内。年間640時間以内。

（年収103万円／最低単価1,605円 \div 642時間）

6 認定調査1件あたりの勤務時間

2時間30分（時間外勤務30分まで 最大勤務時間3時間）

7 認定調査2件あたりの勤務時間（①+②の場合）

5時間（時間外勤務60分まで 最大勤務時間6時間）

8 認定調査以外の勤務

研修等、認定調査以外の勤務は、実際の勤務時間で算定。

9 時間外勤務

(1) 訪問調査及び記録作成に要する時間外勤務

午前8時30分から午後5時までの時間単価は、100/100。

5分単位とし、1か月の累積で時間数を算定。

(2) 勤務日以外の勤務

市基準の時間単価で算定。

10 休憩時間

(1) 1日の勤務が6時間を超えない場合

15分単位とし、1日1時間以内。

休憩をとらないこともできる。

(2) 1日の勤務が6時間を超える場合

勤務時間内に、45分以上の休憩をとらなければならない。

11 年次有給休暇

前年の勤務日数及び勤務時間の実績に基づき付与。

12 資格

保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員のいずれか